

ソーシャルファームとは？

〔 Social Firm 〕

一般的な企業と同様に自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。

「ソーシャルファーム」は、1970年代にイタリアで誕生しました。海外においては、「ソーシャルファーム」と

呼ばれる社会的企業が多数存在しており、現在では、ドイツ、イギリス、フランスなどにも広がり、ヨーロッパ全体で約10,000社、また韓国でも約2,000社が存在します。

主に障害のある方など、就労に困難を抱える方が、他の従業員と一緒に仕事をする場として発展しています。

誰もが生き生きと働き活躍

〔 ダイバーシティ 〕



共に活動しながら支え合う

〔 ソーシャル・インクルージョン 〕



〔 ソーシャルファーム 〕

都による認証

東京都は、全国初の「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、基準に適合している事業所を認証しています。

主な認証基準

事業からの収入を主たる財源として運営（自律的経営）

就労困難者と認められる者を全従業員の20%以上かつ3人以上雇用

就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働く

就労困難者と認められる者の実情に応じたサポート等を適切に行うことができる人材等を有していること

運営する経営主体が法人格を有していること

障害福祉サービスの指定を受けている事業所ではないこと

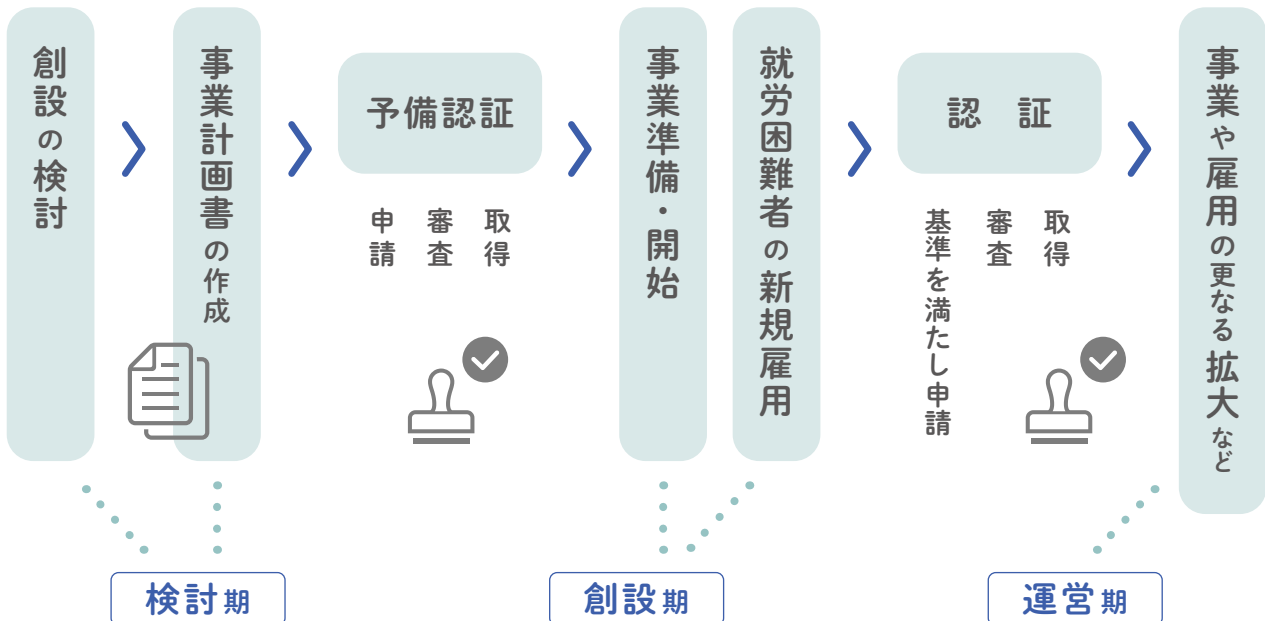
※「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」等に規定

※ 記載の基準は一部であり、その他の基準については、募集要項にてご確認ください

※ 就労困難者… 就労を希望しながら、様々な事由により就労することが困難であり、配慮すべき実情等に応じた支援が必要な方をいいます

ソーシャルファーム 創設の流れと支援

認証ソーシャルファームを目指す事業者や認証された事業者を対象として支援を実施します。



ソーシャルファームを広く普及するための広報、認証基準・支援策等を **情報提供**

就労に困難を抱える方の雇用ノウハウを提供するための **相談**

大学や民間団体等と連携し、ソーシャルファームを担う **社会起業家等の育成**

事業所の改築・改修費、設備導入費等に対して **補助**

創設に必要な **資金の調達への支援**

就労支援機関等と連携し、就労に困難を抱える方との **マッチング等を支援**

就労に困難を抱える方の雇用・支援に係る経費、経営の支援に係る経費等 **運営費の補助** 5年間

経営の専門家によるコンサルティング、雇用・定着等に係る **相談・助言**

公共発注における活用

運営に必要な **資金の調達への支援**

※ 予備認証 … 事業者が新たにソーシャルファームを創設する場合等において、事業計画等が認証基準に適合していることを確認の上、事前の認証を受けることができます

認証ソーシャルファームの声



就労に困難を抱える方の活躍できる場を実現するきっかけとなった。(中小企業 経営者)



これまでの障害者雇用などの取組から一歩進んだ先進的取組であり、チャレンジしたい。(特例子会社 経営者)



ダイバーシティ&インクルージョンに取り組む企業として社会的認知度の向上を目指す。(大企業 人事担当者)

＼ ご来所の際は事前のご予約をお願いしております /

ソーシャルファーム支援センター

主な支援内容

相談・情報提供

ソーシャルファームの創設を検討している事業者に向け、創設に関する相談対応を行うほか、都の認証基準・支援策、ソーシャルファームの事例紹介などの情報提供を行います

コンサルティング

認証を受けたソーシャルファームの課題やニーズに対応した専門家を選定し、経営や就労に困難を抱える方の雇用に関するコンサルティングを実施します

セミナー

ソーシャルファームの創設を考えている事業者や、ソーシャルファームに興味のある方を対象に、ソーシャルファームの事例の紹介など、創設に役立つセミナーを実施します

公益財団法人 東京しごと財団
ソーシャルファーム支援センター

☎ 03-5211-1600

利用時間 月～金
10:00-12:00 / 13:00-16:00

休館日 土・日・祝日・年末年始

住所 東京都千代田区九段北 1-10-9
九段 VIGASビル 2階
東京メトロ東西線・半蔵門線、
都営新宿線
九段下駅 5番出口 徒歩2分



都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例【本文抜粋】

(前略)

こうした中、東京で展開してきた様々な就労支援の取組に加え、自律的な経済活動を行いながら、様々な理由から就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働く社会的企業の創設を後押しする新しい視点も不可欠である。～(中略)～

(基本理念)

第3条 就労の支援は、都民一人一人が等しく尊重され、その個性と能力に応じた就労を実現し、社会を構成する一員として誇りと自信を持って活躍することを旨として、推進されなければならない。

2 就労の支援は、都、都民、事業者等が

相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合うソーシャル・インクルージョンの考え方に立って、推進されなければならない。

～(中略)～

(ソーシャルファームの創設及び活動の促進)

第10条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業

(以下「ソーシャルファーム」という。)の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

(認証等)

第11条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。